

従業員のスキルアップを行う中小企業者を応援します

根室市中小企業者等 資格取得費支援制度のご案内

① 目的

市内事業所の人材育成の支援と雇用の安定化並びに経営基盤強化を図るため、業務上必要または、有益となる資格・免許などの取得費用を負担する事業所に対し、その経費の一部を支援します。

② 補助対象者

次の要件を満たす中小企業者等が対象です。

- (1) 市内に事業所を有すること
- (2) 市内事業所に勤務する無期雇用の従業員の資格取得費用の全額を企業が負担していること
- (3) 市税等を滞納していないこと
- (4) 補助金の受領後も5年以上市内で事業を継続する意思があり、かつ資格を取得した従業員を5年以上継続して雇用する意思があること
- (5) 暴力団関係者ではないこと

③ 補助対象経費

資格等の取得に必要な経費であって、次に掲げるものが対象となります。

- (1) 資格試験などの受験料及び登録免許税（料）
 - (2) 資格取得のため、国その他資格授与機関が受講を指定する講習・講座の受講料
- ※民間企業等が実施する養成講座は、支援の対象外となります。

【補助金の額】

補助対象経費の額	補助額
10万円以上	1/2以内（上限10万円）千円未満切り捨て
5万円以上10万円未満	5万円
5万円未満	全額

※同一従業員1名につき年度内3回まで申請可能

※令和5年4月1日以降に取得する資格等が対象となります

④ 申請手続きの流れ

資格取得から補助金の交付までの流れ



※補助金の交付申請書及び必要書類については、根室市HPをご覧ください。

⑤ 対象となる資格

国家資格及び国家試験、その他業務で必要な公的資格を対象とし、**民間資格については、対象外となります。**